

# 報徳学園バスケットボール部OB会会則

平成23年8月15日 制定  
平成25年1月3日一部改正

## 第1章 総則

第1条 本会は報徳学園バスケットボール部OB会と称する。

第2条 本会の事務局は会長宅に置く。

第3条 本会は会員相互の親睦、母校バスケットボール部の支援および母校の隆盛に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 母校バスケットボール部および会員に関する情報の収集・交換および会員への通知
2. 会員相互の懇親会等の開催
3. 会員名簿の発行と管理
4. 母校バスケットボール部への激励、援助および応援
5. 母校バスケットボール部父母会との連携の強化
6. 会員ほか関係者の慶弔の通知と処置
7. 母校の隆盛に寄与するための活動、協力および応援
8. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

第5条 つぎの条件を充たす者は入会資格を有する。

1. (正会員) 母校バスケットボール部に在籍した卒業生で、本会の目的に賛同するもの。
2. (特別会員) 母校バスケットボール部部長、監督、コーチならびにそれらを歴任したもの。
3. (賛助会員) 正会員または特別会員の紹介等で本会の事業に参加するもの。

第6条 正会員はつぎの義務を負う

1. (会費の納入) 会員は所定の会費を納入すること。
2. (連絡先の報告) 連絡先を変更した場合は速やかに事務局へ連絡すること。

第7条 正会員は会費納入の確認により入会とする。

## 第3章 役員・幹事会

第8条 本会の役員は次のとおりとする。

会長	1名	正会員の中から幹事会において選出し総会において承認を得る。
副会長	若干名	会長の指名により総会において承認を得る。
監事	2名	同上
常任幹事	若干名	会長が幹事の中から委嘱する。
幹事	若干名	正会員の中から互選する。
顧問	若干名	必要に応じ会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は3年とし、留任を妨げない。また、役員の兼任はこれを妨げない。

第10条 役員の任務はつぎのとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
3. 監事は本会の会計監査にあたる。
4. 常任幹事は会務を分掌し、執行する。

5. 幹事は会務を処理し、運営に参画する。
6. 顧問は必要に応じ幹事会の相談役を担う。

第11条 会長は幹事の中から次の担当を委嘱し、その任に当たらせる。その他担当は必要に応じ設ける。

1. 会計担当…本会の金銭出納事務を行う。
2. 総務担当…会員名簿の管理、行事開催および案内状の発送等を行う。

第12条 幹事会を設け、会務の企画と運営および予算執行に当たらせる。

1. 幹事会は8条役員により構成する。
2. 幹事会は会長が召集する。
3. 議事の議決は出席役員の過半数をもって決定する。

## 第4章 総会

第13条 本会の定時総会は毎年1回これを開く（原則として毎年1月3日）。また必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第14条 定時総会においてなすべき事項はつぎのとおりとする。

1. 会計報告
2. 会則の変更
3. その他重要事項

第15条 総会における議事の議決は出席者の2/3以上の賛成をもって成立する。

## 第5章 会計

第16条 本会の会計年度は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第17条 本会の経費は会員の会費および寄付金をもって当てる。但し、詳細は内規にて定める。

第18条 会員が納入した会費はいかなる理由でも返還しない。

### 附則

1. 本会則は平成25年1月3日の総会により承認（当日から運用）

### 会費等に関する内規

1. この内規は報徳学園バスケットボール部OB会会則第17条に基づき会費の額を定める。
2. この会の会費は年額3000円（学生は同1,000円）/1口とする。
3. その他の収入については、幹事会において本会の協賛金として運営費に加増することが適当かどうかを協議してこれを実行する。
4. この内規を改正するには幹事会において出席役員の総意を要する。

### 【慶弔に関する事項】

1. 慶祝…考慮しない。
2. 弔事
  - 1) 会員・会員家族…原則として考慮しない。
  - 2) 特別会員…弔電（香典についてはその都度考慮する）
  - 3) 現役生…香典（1万円）

以 上